

豊見城市公告第 18 号

豊見城市プロポーザル方式の実施に関する要領に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 7 日

豊見城市長 徳元 次人

豊見城市都市計画マスタープラン改定委託業務公募型プロポーザル実施要領

この要領は、豊見城市都市計画マスタープラン改定委託業務（以下、「本業務」という。）の受注者となる相手方を決定するために必要な方法及び基準等を定めることを目的とする。

1 対象業務の目的

豊見城市（以下、「本市」という。）では、平成 29 年 3 月に「豊見城市都市計画マスタープラン〔第 2 版〕（以下、「現計画」という。）」を策定し、都市づくりを進めてきた。近年は、少子高齢化の進行や人口減少、自然災害の激甚化・頻発化など、社会情勢が大きく変化し、本市においても同様の課題や本市特有の課題が生じていることから、それらを踏まえた都市づくりの指針を定めることが求められている。

今回、現計画の計画期間が到来することから、上位計画である「那覇広域都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「第 5 次豊見城市総合計画」、「第 5 次豊見城市国土利用計画」に対応し、本市の地域特性を踏まえた新たな都市づくりの方針を明らかにするため、新たな都市計画マスタープランを策定する。

2 対象業務名等

（1）対象業務名

豊見城市都市計画マスタープラン改定委託業務

（2）業務場所

豊見城市内

（3）業務内容

別に定める「豊見城市都市計画マスタープラン改定委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

ただし、契約時における仕様書は、優先交渉権者として選定された事業者の企画提案に応じて変更することができる。

（4）履行期間

契約の翌日から令和 9 年 3 月 5 日（金）まで

3 対象業務の全体スケジュール及び提案書特定までの事務手順

(1) 対象業務の全体スケジュール

履行期間の間で、提案を踏まえ全体スケジュールを決定

(2) 提案書特定までの事務手順

	項目	日程	備考
1	公募の開始（公告）	令和7年 4 月 7 日（月）	
2	資料の配布	公告の日から	
3	質問期限	令和7年 4 月 18 日（金）	
4	質問に対する回答期限	令和7年 4 月 25 日（金）	
5	参加表明書の提出期限	令和7年 4 月 25 日（金）	
6	1次審査の結果通知	令和7年 4 月 30 日（水）	
7	企画提案書の提出期限	令和7年 5 月 16 日（金）	
8	企画提案書等に基づくプレゼンテーション	令和7年 5 月 23 日（金）	
9	審査結果の通知	令和7年 5 月 28 日（水）	
10	優先交渉権者との詳細協議	令和7年 6 月 13 日（金）	終了予定日
11	契約の締結	令和7年 6 月 中旬	

※ 日程の一部を変更する場合がある。その場合は、本市ホームページ等で周知する。

※ 資料は本市ホームページから入手すること。

4 プロポーザル方式等の採用の具体的な理由

広く候補者を募集し、参加表明があり資格要件を満たした者から企画提案書の提出をうけ、本業務の履行に最も適した候補者を決定することで、優れた成果が期待できるため。

5 プロポーザル方式等の種別

公募型プロポーザル方式

6 応募条件、応募方法、募集期間及び提案要請者選定基準

(1) 応募条件

参加表明書又は、企画提案書を提出しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

① 参加者に共通して求める要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

イ 参加表明書及び企画提案書を提出する時点の双方において、豊見城市指名競争入札参加者の指名等に関する要綱（平成 4 年豊見城村訓令第 4 号）第 8 条の規定による指名停止の措置を受けていない者であること。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定による更生手続開始の申立てがなされた者であっても、手続開始の決定後、経営事項審査を受け、本市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、市の審査を経て有資格業者として認定された者で更生計画の認可が決定されたもの又は再生計画の認可の決定が確定されたものは除く。）

エ 沖縄県内に本店又は支店、営業所、事務所等を有すること。

オ 沖縄県内外において同種、又は類似する業務実績があること。

（ア）同種業務：「都市計画マスタープラン策定（改定）業務」

（イ）類似業務：「まちづくりに関する計画の策定（改定）業務」

カ 応募は単独に限らず、共同企業体でも可とし、その場合の条件は、次のとおりとする。

（ア）共同企業体の各構成員は、6「応募条件、応募方法、募集期間及び提案要請者選定基準」（1）①アからエの条件を満たしていること。

（イ）共同企業体の代表者は、6「応募条件、応募方法、募集期間及び提案要請者選定基準」（1）①オの条件を満たしていること。

（ウ）各構成員は、分担業務に応じて 1 名以上の担当技術者を配置すること。また、共同企業体の代表者は、管理技術者を配置すること。

（エ）共同企業体協定書を提出すること。

（オ）出資比率は、「共同企業体の在り方について」（昭和 62 年 8 月 17 日建設省中建審発第 12 号）を参照し、適切に定めること。

（カ）共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。

② 技術者の要件

本業務を実施するにあたり、受託者は、管理技術者、照査技術者、技術者を定め、本市に届け出るものとする。管理技術者は、本業務の全般に亘る業務管理を行う事とし、選任する場合は、技術上の管理を行うために必要な能力と技術を有する技術資格を保有する者などの本業務に精通した者でなければならない。

管理技術者及び照査技術者に必要とされる資格は、次のいずれかとする。

（ア）技術士（総合技術監理部門：建設—都市及び地方計画）

（イ）技術士（建設部門：都市及び地方計画）

（2）応募方法

① 企画提案に係る質問及び回答

ア 質問方法

様式第 1 号「質問書」を使用し、質問書に記載されているメールアドレス宛に行うこと。なお、質問の受付有無は、質問書に記載されている電話番号

宛に確認を行うこと。ただし、電話での業務内容等の質問は、受け付けない。

※ 質問件名は、本業務名（企業名）とすること。

※ 質問に回答できるよう返信用のメールアドレスを記載すること。

イ 質問期限

「3 対象業務の全体スケジュール及び提案書特定までの事務手順（2）提案書特定までの事務手順 3 質問期限」のとおり

ウ 回答方法

本市ホームページ及び質問者へメールにて回答する。

エ 質問に対する回答期限

「3 対象業務の全体スケジュール及び提案書特定までの事務手順（2）提案書特定までの事務手順 4 質問に対する回答期限」のとおり

② 参加表明書の提出

参加を希望するものは、下記により参加表明書及び確認資料等を提出しなければならない。

ア 参加表明書の提出期間、提出場所及び方法等

（ア）提出期間

「3 対象業務の全体スケジュール及び提案書特定までの事務手順（2）提案書特定までの事務手順 5 参加表明書の提出期限」のとおり

（イ）受付時間

豊見城市役所開庁日の午前9時から午前12時、午後1時から午後5時

（ウ）提出方法等

持参又は、郵送により提出。なお、郵送においては提出期間内必着とする。

（エ）提出部数

A4フラットファイル2部（正1部、副1部）

（オ）提出場所

〒901-0292 沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1

豊見城市 都市計画部 都市計画課 都市計画班

電話番号 098-850-5332

イ 提出書類

（ア）様式第2号「参加表明書」

（イ）共同企業体協定書（該当する場合のみ）

（ウ）様式第3号「誓約書」

（エ）様式第4号「会社の概要」

（オ）様式第5号「国、沖縄県、その他地方公共団体から受けた企業の優良業務表彰の実績」

（キ）様式第6号「業務実施体制」

（ク）様式第7号「予定管理技術者の経歴等」

（ケ）様式第8号「予定管理技術者の同種又は類似業務実績」

(コ) 様式第 9 号「予定照査技術者の経歴等」

(サ) 様式第 10 号「予定照査技術者の同種又は類似業務実績」

(シ) 様式第 11 号「予定担当技術者の経歴等」

ウ 参加表明書の無効

必要な要件のため、添付を義務づけた参加表明書等において、添付がなく、記載内容の確認ができない場合は、書類不備により必要な要件の確認ができないとして失格とする場合があるので注意すること。

③ 企画提案書等に基づくプレゼンテーション

ア 実施日

「3 対象業務の全体スケジュール及び提案書特定までの事務手順 (2) 提案書特定までの事務手順 8 企画提案書等に基づくプレゼンテーション」のとおりに

イ 実施場所

豊見城市役所 3 階第 4 会議室 (予定)

ウ その他

プレゼンテーションへの出席者は、3 名以内とする。なお、参加表明書及び企画提案書を基に、本業務を担当する管理技術者又は担当技術者が説明を行うものとする。

(3) 提案要請者選定基準

参加表明書の提出が多数の場合、別に定める「豊見城市都市計画マスタープラン改定委託業務にかかる公募型プロポーザル審査要領」に記載の書類審査 (以下、「第 1 次審査」という。) により、上位 3 者へ企画提案書の提案要請を行う。なお、第 1 次審査の結果は、参加表明書に記載されているメールアドレスへ令和 7 年 4 月 30 日 (水) までに通知する。

7 提案書を特定するための評価基準

(1) 審査

審査は、書類審査と提出書類に基づくプレゼンテーションの内容について審査し、提案書を特定するための評価基準に基づき、採点を行う。

(2) 優先交渉権者の選定

別に定める「豊見城市都市計画マスタープラン改定委託業務にかかる公募型プロポーザル審査要領」のとおりに

(3) 優先交渉権者の決定

優先交渉権者は、令和 7 年 5 月 28 日 (水) までに決定するとし、参加表明書に記載されているメールアドレスへ同日までに通知する。

8 提案書の公開又は非公開の別

非公開

※ 豊見城市情報公開条例 (令和 4 年条例第 27 号) に基づき、情報公開請求があつ

た場合、提出書類等の一部、又は全部を公開することがある。

9 提案書作成要領

(1) 提出資格

参加表明書を提出した者を提出資格者とする。ただし、参加表明書の提出が多数の場合、第1次審査の結果により企画提案書の提案要請を受けた者を提出資格者とする。

(2) 提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間

令和7年4月30日（水）から令和7年5月16日（金）まで

② 受付時間

豊見城市役所開庁日の午前9時から午前12時、午後1時から午後5時

③ 提出方法等

持参又は、郵送により提出するものとする。なお、郵送の場合、提出期間での必着とする。

④ 提出部数

A4フラットファイル9部（正1部、副8部）

⑤ 提出先

6「応募条件、応募方法、募集期間及び提案要請者選定基準」（2）②ア（オ）提出場所を参照

⑥ 提出書類

A4版縦置き・横書きを基本とし、簡潔明瞭に作成すること。

ア 様式第12号「企画提案書」

イ 様式第13号「業務実施方針、業務内容（フロー）、実施スケジュール（案）」

ウ 様式第14号「業務概要に対する貴社の提案【特定テーマ】」

業務に対する提案者の提案で、様式に記載されている特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。1テーマにつきA4版1枚以内に記載すること。

エ 様式第15号「参考積算見積書」

様式は、自由とする。ただし、積算の費目については、業務概要の項目毎に各積算費目の内訳（人件費、直接経費、一般管理費、消費税等）を記載し、本業務を実施するにあたり一切の費用を積算すること。（設計業務等標準積算基準書（調査、計画業務）を参照）

オ 様式第16号「参考見積（歩掛）」

仕様書に基づき、人件費における人工を記載すること。

10 見積限度額

上限額：18,281千円（消費税及び地方消費税を含）

※ 予算額（令和7年度12,306千円 令和8年度5,975千円 合計18,281千円）

※予算処置は、債務負担行為としている。

※なお、企画提案のための上限金額を示したものであり、契約金額ではない。

11 仕様書

別添「仕様書」のとおり

12 その他事項

(1) 企画提案書の無効

本公告において記載された事項以外の内容を含む場合、又は別添の書式に示された条件に適合しないものについては、無効とする場合があるので注意すること。

(2) 企画提案書に基づく業務

実際の業務に際しては、企画提案書に基づき、業務計画書作成及び実業務を行うものとする。企画提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき補修の請求、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償の請求を行うことができる。

(3) 提案書等記載内容の実態調査

提案書等に記載した内容が正当であるかを確認するため、提案者へヒアリングを行う場合がある。なお、日程等の詳細は個別に通知する。

(4) 提案書等の拘束力

契約書に添付する仕様書は、提案書等をもとに双方協議の上で作成する。

(5) 提案書等の取扱い

① 提出された書類は、情報公開の対象となり、豊見城市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成 14 年条例第 35 号）に基づき、公開することがある。

② 提出された書類は、返却を行わない。

③ 企画提案書等の記述が著作権などの日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用したことにより、生じる責任は、入札参加者が負う。

④ 選定手続き等に必要な範囲で提案書等は複製することがある。

(6) 参加表明書を提出した後に、やむを得ず企画提案書の提出を辞退する場合、速やかに様式第 17 号「辞退届」を 6「応募条件、応募方法、募集期間及び提案要請者選定基準」(2) ②ア(オ)提出先へ提出すること。

13 資料貸与及び返却

(1) 貸与方法

発注者は、提案者より要望があった場合は資料を、以下の手続きにより提案者に貸与する。

①申請期間 公募開始日から令和 7 年 5 月 16 日まで（予定）

（豊見城市役所開庁日の午前 9 時から午前 12 時、午後 1 時から午後 5 時）

②貸与資料 豊見城市都市計画マスタープラン改定委託業務（基礎調査）業務報告

書

③申請方法 電子メールによる資料貸与申請書（任意様式）の提出

なお、送信者は電子メールの送信後、電話連絡を行うものとする。

④申請先 6「応募条件、応募方法、募集期間及び提案要請者選定基準」(2) ②ア
(オ) 提出場所を参照

⑤貸与方法 資料媒体は電子データ（DVD-R）とし、都市計画課窓口での直接配布とする。

(2) 資料貸与における注意事項

①提案者は、発注者から貸与のあった資料等について、その重要性を認識し、破損、紛失等の事故のないように取り扱うものとし、本業務上必要であっても発注者の承諾なくして複製又は貸与してはならない。

②貸与資料の内容に対する質疑は受け付けない。

③貸与した資料等について、破損、紛失等の過失が生じた場合には、提案者がその責任を負うものとする。

④提案者は、発注者から貸与のあった資料等については、本プロポーザル終了後速やかに返却するものとする。辞退届を提出する場合は、辞退届と同時に返却すること。